

第 1 章 都市計画対象事業の名称

第 2 章 都市計画決定権者の名称

第 3 章 事業者の名称

第 4 章 都市計画対象事業の目的及び内容

第1章 都市計画対象事業の名称

名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業

第2章 都市計画決定権者の名称

名古屋市

第3章 事業者の名称

(仮称) 茶屋新田土地区画整理組合

第4章 都市計画対象事業の目的及び内容

1 都市計画対象事業の目的

茶屋新田地区は、名古屋市の南西部に位置し、農業を中心とした土地利用がされているが、北側の春田野地区、福田地区の土地区画整理事業等により市街化がされている。南陽大橋が開通し、広域的な幹線道路の整備も進みつつある。この土地区画整理事業は、これらを活かした良好な市街地の形成を行うため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るものである。

また、本地域は上位計画で次のように位置付けされている。

- ①「愛知 2010 計画」では「名古屋市の南西部地域では、都市農業の振興に努めるとともに、水や緑に恵まれた良好なまちづくりをめざす。」と示されている。
- ②「名古屋新世紀計画 2010」では「現在、市街化調整区域となっている市南西部の茶屋新田地区については、周辺の河川などへの影響に配慮し組合施行の土地区画整理事業による市街地の形成をはかります。」と示されている。
- ③「名古屋市都市計画マスタープラン」では「現在、市街化調整区域となっている市南西部の茶屋新田地区については、周辺の河川などへの影響に配慮し組合施行の土地区画整理事業による市街地の形成をはかります。」と示されている。

2 都市計画対象事業の内容

(1) 都市計画対象事業の種類

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

(2) 都市計画対象事業が実施されるべき区域の位置

都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下、「事業実施区域」という。）は、名古屋市南西部に位置する水田を主体とする区域であり、概ね、西側は 2 級河川戸田川、東側は 1 級河川新川・1 級河川庄内川、北側は東海橋線、南側は戸田荒子線で囲まれた市街化調整区域で、愛知県名古屋市港区大西一丁目、西茶屋二丁目の各全部及び秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目、東茶屋四丁目の各一部から成る図 4.2-1 に示す位置とする。

(3) 都市計画対象事業の規模

施行区域の面積 147.5ha

(4) 都市計画対象事業に係る土地の利用計画

ア 公共施設の配置

土地利用計画は、図 4.2-2 に示すとおりである。

(ア) 道路計画

事業実施区域及びその周辺には名古屋環状 2 号線（国道 302 号）、都市計画道路戸田荒子線（市道）、都市計画道路万場藤前線（市道）があり、これらを基幹として区画道路を配置する。

また、都市計画道路戸田荒子線（市道）については、幅員 28m に拡幅する。

(イ) 公園・緑地計画

公園は、地区面積の 3 % 以上の面積を確保することとし、誘致距離等を考慮のうえ適正配置する。また、緑地については適宜配置する。

公園・緑地の規模は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 公園・緑地の規模

番号	規模
①	約 0.3ha
②	約 0.7ha
③	約 1.1ha
④	約 0.9ha
⑤	約 0.1ha
⑥	約 0.1ha
⑦	約 3.2ha

注）公園・緑地の位置は、図 4.2-2 に示すとおりである。

(ウ) 下水道計画

a 雨水排水

雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出し、さらに日光川へ排出する。

また、雨水の流出増に対応するため、各流域毎の面積 1 ha あたり 700m³ の容量の調整池を設置する。

b 汚水排水

汚水は、下水道を整備し、打出終末処理場において処理する。

イ 宅地の利用計画

住居系を主体とし、ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅地の用途とする。

幹線道路の沿道には、沿道サービス機能及び商業機能を主とした沿道型商業施設の用途を配置する。

土地の利用目的ごとの概ねの面積は、表 4.2- 2 に示すとおりである。

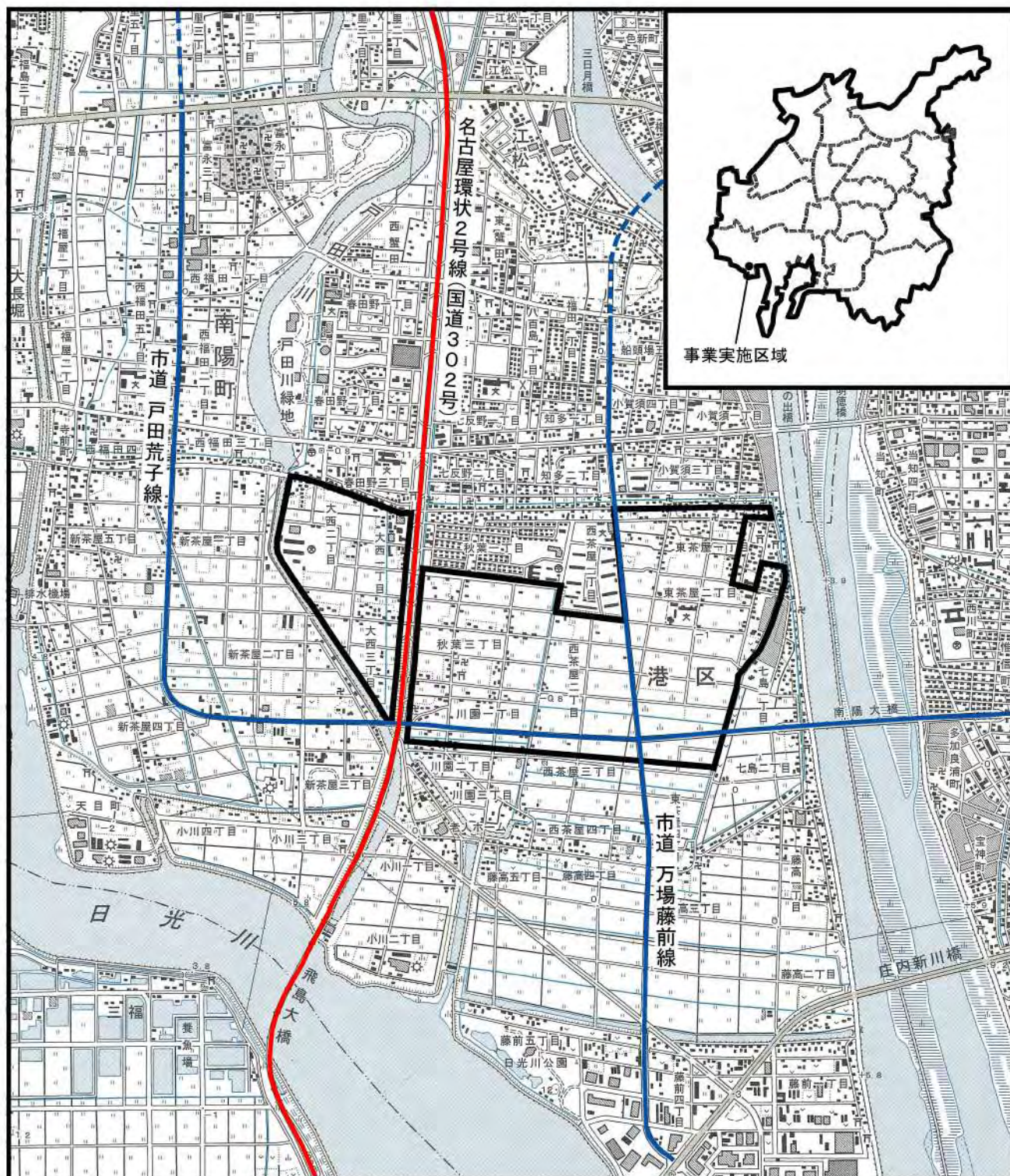
表 4.2- 2 土地の利用計画

土地の区分	面積 (ha)	割合 (%)
道路	27.1	18.4
公園・緑地	6.4	4.3
水路	0.4	0.3
調整池	3.6	2.4
宅地	110.0	74.6
計	147.5	100.0

注) 宅地には、その他の公益的施設として
斎場用地及び関連整備用地を含む。

ウ その他の公益的施設の計画

公益的施設は斎場施設等を想定し、施行区域面積 147.5ha のうち斎場用地面積が約 5.1ha、関連整備用地面積が約 1.2ha である。



凡 例



事業実施区域



1:25,000

0 1km

図 4.2- 1(1) 事業実施区域の位置

国土地理院発行の地形図(蟹江 平成16年12月発行)を使用



(平成17年9月撮影)

図 4.2- 1(2) 事業実施区域の位置

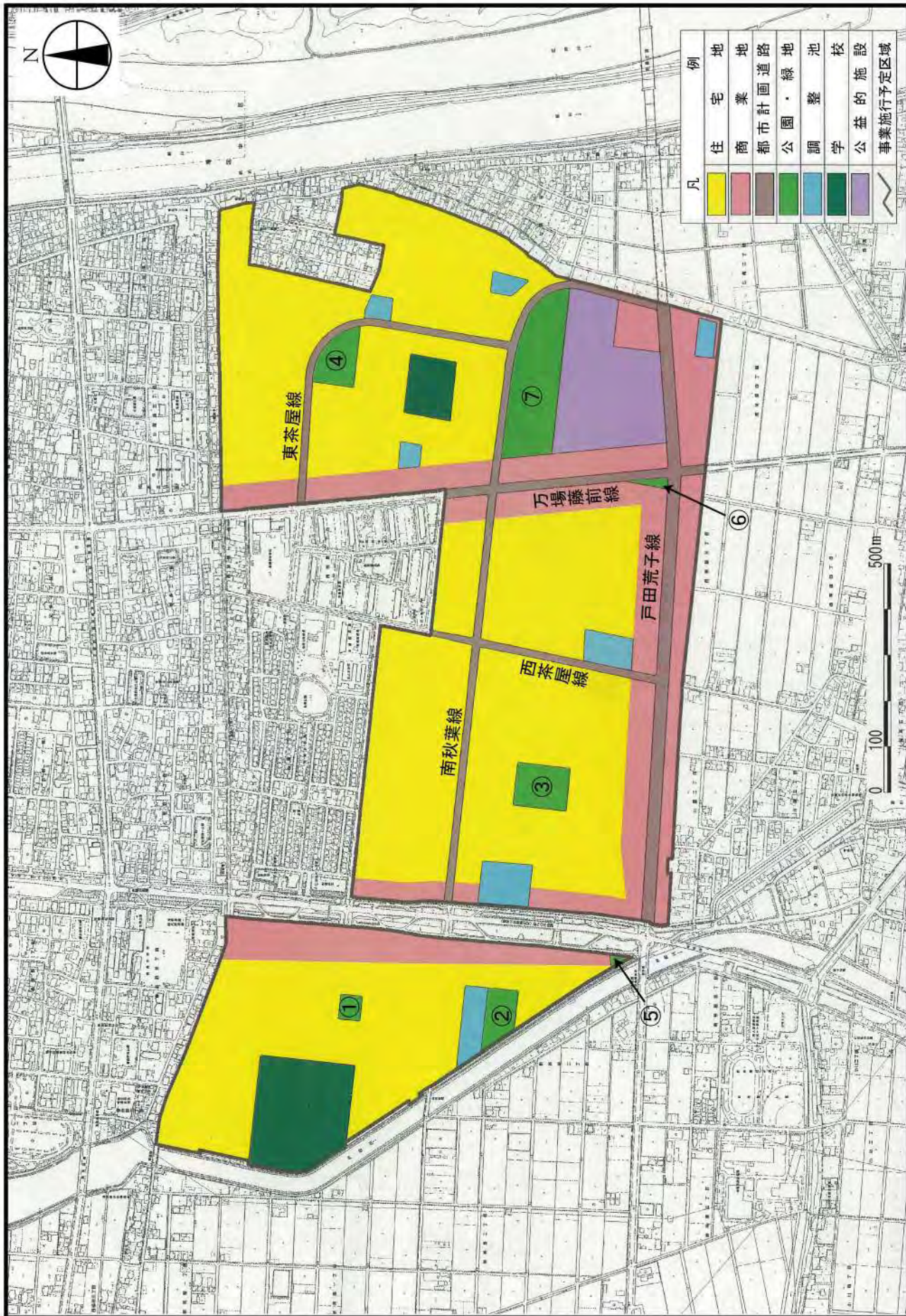


図 4.2-2 土地利用計画

(5) 都市計画対象事業の工事計画の概要

工事期間としては、概ね 10 年間を想定した工事計画とした。工事内容は地権者等と調整しながら工事を進めていくことになるため、現段階では詳細な工事計画を策定することは困難であるが、準備工、整地工、水路築造工、道路築造工等として可能な限り具体化した工事計画とした。

整地工は、既設道路の高さを基本に、地区外から約 930,000m³の土砂を搬入する盛土工を主体とし、搬入する土砂については土壌汚染に係る安全性が確保された土を使用する。

また、調整池や水路等の整備にあたっては、掘削工事を行う。掘削工事により発生する土砂は約 76,000m³であり盛土材として再利用する工事計画とした。

工事用車両の主な運行ルートは、名古屋環状 2 号線（国道 302 号）、東海橋線及び戸田荒子線である。

工事工程の概要は、表 4.2- 3 に示すとおりである。

表 4.2- 3 工事工程の概要

工事時期	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
準備工	←→									
整地工		←						→		
水路築造工		←							→	
道路築造工			←							→
埋設管工			←						→	
調整池築造工			←						→	
公園等整備工事				←						→
建物移築			←						→	
斎場建設工事			←→							

注) 整地工には仮設沈砂池の築造を含む。

3 環境配慮事項

本事業の計画策定時に環境に配慮した事項は以下に示すとおりである。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

事業実施区域内及び北側と東側には、住居や学校・保健・医療機関などの保全対象の施設が存在することから、それらの施設等への影響を回避・低減させるため排出ガス対策型及び低騒音・低振動型の建設機械の積極的な採用と工事用道路は幹線道路を使用するとともに工事用車両の分散化を図り、工事施工ヤードは事業実施区域外に設置しない等の工事計画とした。また、住宅地に近接している箇所では建設機械の複合同時稼働を極力避けることとした。

事業実施区域内の雨水は、東小川等を経由し日光川に排水していることから、それらの河川への雨水による汚濁の影響を回避・低減させるため、造成工事に先行して仮設の沈砂池を設ける工事計画とした。

造成工事で使用する盛土材は、土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準への適合、産業廃棄物に該当しないことの確認等の安全性が確保された土を搬入することとした。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

事業実施区域周辺の動植物への影響を回避・低減させるため、工事用道路は幹線道路を使用して工事用車両の分散化を図り、工事施工ヤードは事業実施区域外に設置しない工事計画とした。

事業実施区域内の雨水は、東小川等を経由し日光川に排水していることから、それらの河川に生息・生育する動植物への雨水による汚濁の影響を回避・低減させるため、造成工事に先行して仮設の沈砂池を設ける工事計画とした。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

事業実施区域及びその周辺は、水田と中高層及び低層の住居が存在していることから、人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地を配置する土地利用計画とした。

(4) 環境への負荷の低減

工事の実施に伴う建設発生土については、造成工事における盛土材として使用するとともに、他事業での建設発生土についても、土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準への適合、産業廃棄物に該当しないことの確認等、安全性を確保し、可能な限り活用し、建設発生土の再利用を促進する工事計画とした。

また、既存工作物の撤去に伴い発生するアスファルトがら等については、再資源化施設へ搬出するなど、有効利用に努める。